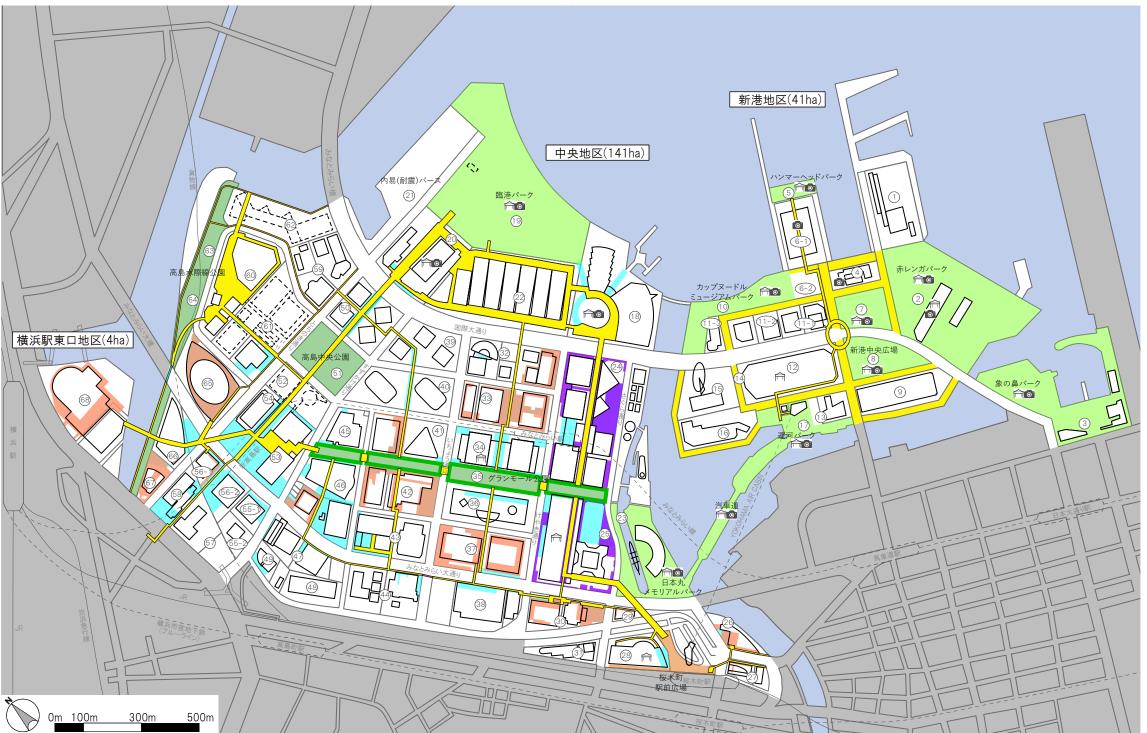
## みなとみらい21地区 公共的空間MAP

直接施設管理者等に申請を行うことで

利用可能なイベントスペースを有する施設※5



J	<b>礼 例</b>
 公開空地	「みなとみらい21公共空間活用委員会※1」を通じて市所管課に申請※2,3を行うことで、
有効空地	オープンカフェ※4や有料又は物販を伴うイベント等の実施が可能となる空間
地区施設 中央地区 ペデストリアンネットワーク ※5 新港地区 道路、水際線プロムナード	※1 委員会の詳細についてはこちら→ https://ymm21.jp/area-management/dev/lively-creation/mm21public/ ※2 公開空地、有効空地、地区施設の活用にあたっては、地権者の承諾が必要です。 ※3 地区施設については、中央地区が対象です。 ※4 駅前広場、グランモール公園におけるオープンカフェについては、各空間に面した店舗による地先利用のみ実施可能です。 ※5 将来整備予定を含みます。
駅前広場(道路)	
グランモール公園	
公園	
港湾緑地	
コモンスペース	

直接施設管理者等に申請を行うことで 商用撮影等が可能な施設※5 ※5 各施設の詳細や、手続きについてはこちら↓ https://minatomirai21.com/facility?facility-category=events&s